令和７年度第８回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年１１月１０日（月）午後４時００分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可取消申請処理について

議案第４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２５名）内農業委員出席１４名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	加瀬　明	3	欠　席
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	木内　和夫	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	多田　秀一	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　３番平津　清委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

	――――――　午後４時００分開会　――――――
議　長	それではただいまより、令和７年度第８回銚子市農業委員会総会を開会

いたします。本日の欠席者は、議席番号３番平津　清委員１名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号４番　　加瀬　芳枝委員

議席番号５番　　藤ヶ﨑　勘兵衛委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、野尻町７４４番、登記簿地目田、現況田、地積１，０２１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、ＪＲ野尻踏切を渡り、旧銚子６中から３００ｍ先の左側です。現在は、耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のため、自作地の隣接地なので申請地を取得したいとのことです。譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理が困難なためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農

地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、野尻町１５２５番、登記簿地目畑、現況畑、地積８３６㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、かもめ大橋から長山方面に進み、松籟の丘から１００m進み右折し、２００m先を左折し１５０m進んだ正面です。現在は、キャベツが栽培されていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のため、自作地の隣接地なので申請地を取得したいとのことです。譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理が困難なためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 （事務局朗読）
議　長	事務局の朗読が終わりました。 順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第２号の１
○○委員	それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、同町同番地○○○○です。申請の地番、地積は、三宅町２丁目１０８５番１、登記簿地目畑、現況畑、地積１，６４２㎡のうち６４４㎡です。申請の用途は、農機具及び農業用資材置場用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に進み、柴崎町の信号を左折し三宅町の石碑のところを左折し、５０ｍ先の左側です。現在はすでに倉庫が建っていました。農地の区分としては、農業振興地域外の農用地区域内であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、農機具及び農業用資材置場用地として使用しています。工期としては、平成２９年１２月頃から平成３０年２月頃となっています。事業に係る資金としては、転用済のため添付されていません。雨水については、既存側溝に放流します。汚水、雑排水は発生しません。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので読み上げます。始末書私○○○○は、平成２９年３月１３日に農業用資材置場として農業用倉庫及び進入路用地として転用許可をいただきましたが、自動車の方向転換に利用するため、申請地周辺をコンクリート舗装してしまいました。また、平成１０年頃家族で農機具等の置場として農業用倉庫を設置してしまいました。利便性を優先して農地法に違反してしまい猛省しております。二度とこのようなことは行いません。何卒寛大な処置をお願いいたします。

申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市有限会社○○○○取締役○○○○です。譲渡人は、東京都○○区○○○○です。申請の地番、地積は、愛宕町９５１番１、登記簿地目畑、現況畑、地積３０７㎡です。申請の用途は、宅地分譲（１区画）用地です。申請地の場所は、県道外川港線を馬場町方面に向かい、愛宕町郵便局から飯沼小学校の方へ１５０ｍ進み左折して、２００ｍ進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については、第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲１区画３０７㎡です。工期としては、令和８年１月１０日から令和８年２月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雨水については、宅内浸透します。汚水、雑排水は浄化槽を通じ、蒸発散処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）
議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第２号の３
○○委員　　それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市有限会社○○○○取締役○○○○です。譲渡人は、東京都○○区○○○○です。申請の地番、地積は、愛宕町３０７１番２、登記簿地目畑、現況畑、地積１６８㎡です。申請の用途は、宅地分譲（１区画）用地です。申請地の場所は、県道外川港線を犬吠方面に向かい、愛宕町郵便局から北へ５０ｍ進み右折し、８０ｍ先の左側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については、第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲１区画１６８㎡です。工期としては、令和８年１月１０日から令和８年２月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雨水については、宅内浸透します。汚水、雑排水は公共下水道へ接続します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。なお、本件農地を現地調査した際ブロック塀に囲まれコンクリート敷の部分もありましたが、申立書によると本件土地上には、農地法制定以前より建物があり、それを取り壊したとのことです。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長　　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）
議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位４番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の４

○○委員　　それでは、順位４番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○県○○市有限会社○○○○取締役○○○○です。申請の地番、地積は、愛宕町３７２５番、登記簿地目畑、現況畑、地積３０７㎡です。申請の用途は、宅地分譲（１区画）用地です。申請地の場所は、県道外川港線を馬場町方面に向かい、愛宕町郵便局から飯沼小学校の方へ１５０ｍ進み左折して、２０ｍ進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については、第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、宅地分譲１区画３２０㎡です。工期としては、令和８年１月１０日から令和８年２月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雨水については、宅内浸透します。汚水、雑排水は公共下水道へ接続します。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位５番から順位１０番は関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の５～１０

○○委員　　それでは、順位５番から１０番について関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による一時転用を伴う賃

借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○○○株式会社代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○外５名です。申請の地番、地積は、新町８４３番１、登記簿地目山林、現況畑、地積１，１５０㎡の内実測１，７８６．６８㎡外８筆合計地積２０，９６９㎡のうち２，０４４．６７㎡です。申請の用途は、風力発電設備修繕の作業場用地と工事用進入路用地です。申請地の場所は、三宅町から県道を旭方面に向かい、広域農道入口の信号を右折し６００ｍほど進み右折し、６００ｍ進んだところとその途中です。現在はロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、鉄板敷１，２４２㎡です。工期としては、許可日から令和８年２月末日までの予定となっています。事業に係る資金としては、自己資金です。○○○○（株）は、○○○○○○（株）の持株会社であり、資力証明（残高証明）は取得できないので、決算公告過去３か年分及び持株会社である旨の証として○○○○ (株)のホームページ(会社概要)が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　地図を見ると１種農地のように見えるがいかがか。

事務局　　周りはほとんど山林であり、農地のまとまりは１０ｈａないので２種農地としました。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位１１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第２号の１１

○○委員　それでは、順位１１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都○○市株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は、長塚町５丁目１３８３番１、登記簿地目田、現況田、地積３５８㎡です。申請の用途は、建売分譲(２区画)用地です。申請地の場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい長塚町銚子西中の信号を左折し２００m進み右折し、１５０mほど進んだ右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、戸建２棟各５６．７０㎡です。工期としては令和７年１２月２２日から令和８年５月１５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は合併浄化槽を経て南側道路側溝へ放流します。雨水は、宅内浸透式でオーバーフロー分は側溝に放流します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。
本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。
順位１２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
議案第２号の１２

○○委員　それでは、順位１２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５

条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○府○○市○○区株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、小船木町１丁目３７３番１、登記簿地目田、現況田、地積８５８㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号線かもめ大橋の下の道を東庄方面に向かい、森戸方面に５０m進み左折し、４０m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１３９枚・パワコン９台を設置する予定で、工期としては許可日から令和８年１月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、敷地内浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位１３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１３

○○委員　　それでは、順位１３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、親田町９２９番３、登記簿地目畑、現況畑、地積１３５㎡です。申請の用途は、駐車場（６台)用地です。申

請地の場所は、国道１２６号線を旭方面に進み、親田町桑田商店の手前の畑です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場６台５ｍ×４ｍ×６台＝１２０㎡です。工期としては令和７年１２月１５日から令和７年１２月２５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の許可取消願の申請です。本件の譲受人は、東京都○○区○○○○株式会社代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は笹本町１２１１番２、登記簿地目田、現況田、地積９３８㎡です。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。なお、本件は、令和○年○月○日付け千葉県海農指令第○○○号の○－○により、農地法第５条の規定により許可を受けたも

のであります。申請地の場所は、県道多古笹本線の豊里台第３公園から小南方面に向かい１５０m 先の右側です。現在は、建設はされていませんでした。許可取消を受ける理由としては、事業計画及び実施体制の見直したところ、採算性の確保が難しくなったためです。申請の内容は以上のとおりで、許可取消するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　許可後２年間たっているとのことであるが、所有権移転は行われていないのか。

事務局　　登記簿で確認したところ、行われていません。

○○委員　　代金の支払いは行われたのか。

事務局　　わかりません。

○○委員　　登記簿地目も変わっていないのか。

事務局　　事業を実施いていないため、登記簿地目の変更はできません。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

議　長　　挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご説明いたします。申請人である相続人は、○○町○○○○、被相続人は、同町同番地○○○○です。対象となる農地は、笠上町５１４７番登記簿地目畑、現況畑、地積４４９㎡外２２筆、合計地積１３，１８４㎡であり、１０月１日付けで証明願が提出されました。

申請人は、専業で農業経営を行っており、申請農地を確認したところ、現在適正に耕作管理されており、今後も耕作する意思があると確認しております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（議席番号○○番○○委員退席）

議　長　議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位２１番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第５号

事務局　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から２１番についてご説明申し上げます。

本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。

設定者は、○○町○○○○外１３名。被設定者は、○○町○○○○外１４名。申請の地番・地積は、高田町１丁目１８７番　登記簿地目　田、現況　田、地積８９２㎡のうち３９６㎡外田４筆、畑８５筆合計地積６１，４１１．７３㎡のうち６０，９１５．７３㎡です。その内容ですが、順位１番から２０番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田５筆　畑９４筆、合計地積は６０，６９１．７３㎡のうち６０，１９５．７３㎡です。順位２１番は、新規に１０年の使用貸借権を設定しようとするもので、畑１筆、地積は７２０㎡です。以上順位１番から２１番の権利

を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

（議席番号○○番○○委員着席）

議　長　　議案書の１１ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第８回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後５時０５分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員